

## 人文科学研究所個人研究，共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規

### (趣 旨)

第 1 条 この内規は，基盤研究部門に関わる研究所要綱（以下「要綱」という。）第 4 条第 1 号に定める各種研究の助成のうち，人文科学研究所が実施する個人研究，共同研究及び総合研究の取り扱いについて，必要な事項を定めるものとする。

### (研究種目)

第 2 条 個人研究とは，特定の研究課題について，人文科学研究所（以下「本研究所」という。）の所員が単独で実施する研究をいう。

単独で実施する研究をいう。

(2) 個人研究は次の 2 種類とする。

第 1 種 2 年 70 万円以内（各年度）

第 2 種 2 年 20 万円以内（各年度）

2 共同研究とは，共通の課題について，2 名以上の所員が共同して実施する研究をいう。

(2) 共同研究の期間は，2 年とし，助成額は各年度 100 万円以内とする。

3 総合研究とは，第 1 種は 3 専攻分野以上，4 名以上の所員，第 2 種は 2 専攻分野以上，3 名以上の所員をもって一定期間研究し，研究所の業績として位置づけられ，かつ当該研究分野に新しい知見を加える研究をいう。

(2) 総合研究は次の 2 種類とする。

第 1 種 3 年 300 万円以内（各年度）

第 2 種 3 年 200 万円以内（各年度）

(3) 総合研究の研究員の構成が 1 専攻分野の所員によるものであっても，総合研究の趣旨に添う場合は，人文科学研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て認められることがある。

(4) 総合研究は，その研究内容に応じて，社会科学研究所および科学技術研究所の所員を研究員として参加させることができる。

(5) 総合研究の遂行上，本学に共同研究者を得がたい場合は，「要項」第 3 条第 2 項の定めにより所員以外の者を運営委員会の議を経て，研究担当者として認めることがある。

(6) 総合研究の課題は，所員の選定したもののほか，運営委員会が企画・設定したものとす。

(7) 総合研究には，研究代表者として所員 1 名を置かなければならない。研究代表者は，当該総合研究を総括する。

(8) 役職等のため，責任担当時間を軽減されている者は，研究代表者となることができない。

(募 集)

第 3 条 研究所長は、運営委員会の議を経て、個人研究、共同研究及び総合研究を募集しなければならない。

(申 請)

第 4 条 所員は、運営委員会が定めた募集要領により、個人研究、共同研究及び総合研究を申請しようとする場合は、所定の申請書により申請しなければならない。

- 2 所員は、個人研究、共同研究及び総合研究に重複して申請することはできない。
- 3 研究遂行のため、海外調査出張を行う場合は、予め申請書に記載しなければならない。
- 4 前項の海外調査出張の旅費等の取り扱いについては、別に定める。
- 5 長期在外研究に従事する者は、当該の在外研究期間中は、研究員となることができない。

(交替の禁止)

第 5 条 研究員(所員以外の研究員を含む)は、当該研究期間中交替することはできない。但し、運営委員会が特に交替を認めた場合は、この限りではない。

(審 査)

第 6 条 申請された個人研究及び共同研究の審査は、本研究所運営委員若干名の審査委員をもって組織する研究費申請審査委員会(以下「審査委員会」という)が、これを行う。

- 2 申請された総合研究の審査は、研究所長及び審査委員会が、これを行う。
- 3 当該研究に直接利害関係を有する審査委員は、その審査に加わることができない。
- 4 審査委員会は、研究代表者又は研究代表者が指名する者の出席を求め、研究の目的、実施計画等について聴取することができる。

(採 否)

第 7 条 個人研究、共同研究及び総合研究については、運営委員会が審査委員会の審査結果を審議し、採否を決定する。

- 2 研究所長は、個人研究、共同研究及び総合研究を申請した所員に文書で採否を通知する。

(研究費の助成)

第 8 条 運営委員会は、個人研究、共同研究及び総合研究の採用を決定した課題について、別に定める助成基準により、助成額を決定する。

(研究実施状況の報告)

第 9 条 個人研究、共同研究及び総合研究を実施する研究員は、毎年度末に研究の実施状況を、個人研究は 1,800 字以上 2,400 字以内、共同研究及び総合研究は 3,600 字以上 4,800 字以内とし、研究所長に提出しなければならない。

- 2 個人研究、共同研究及び総合研究の実施状況は、年報に掲載する。

(研究成果概要)

第 10 条 研究員は、研究成果(紀要に掲載する論文及び叢書)提出の際に、1,000 字程度の研究成果概要を研究所長に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第 11 条 研究成果の公表を書籍又は学術雑誌等で行なう場合は、必ず本研究費助成の研究  
成果であることを本文中に明記しなければならない。

2 研究成果の公表を口頭発表で行なう場合は、必ず本研究費助成の研究成果であることを  
発表時に表明しなければならない。

(研究成果の提出)

第 12 条 個人研究の研究成果は、研究終了年の 9 月末までに、第 1 種は 36,000 字以上  
48,000 字以内、第 2 種は 14,000 字以上 19,000 字以内とし、研究所長に提出しなければなら  
ない。

2 共同研究の研究成果は、研究終了年の 9 月末までに、43,000 字以上 57,000 字以内と  
し、研究所長に提出しなければならない。

3 総合研究の研究成果は、研究期間終了後 2 年以内に、第 1 種は 216,000 字以上  
288,000 字以内、第 2 種は 180,000 字以上 240,000 字以内とし、研究所長に提出し、  
3 年以内に本研究所の叢書として刊行しなければならない。

4 研究成果本文が欧文以外の場合、500 語前後の欧文概要を添付しなければならない。

5 研究成果の分量には、図、表、写真、レジュメ等を含めるものとする。

(研究成果の評価)

第 13 条 研究所長は研究員から提出された研究成果について評価を行なわなければなら  
ない。

2 運営委員会が必要と認めた場合は、研究成果の評価について、当該研究分野の専門家の意  
見を聞くことができる。

3 研究所長は、研究員から提出された研究成果の評価を文書で研究員に通知する。

4 研究所長は、研究成果として相応しくないと評価した場合、研究員に対して、改めて研究  
成果の再提出を求めることができる。

5 研究成果の再提出を求められた研究員は、運営委員会が決定した期間の内に研究成果を  
研究所長に提出しなければならない。

(研究成果の発表)

第 14 条 研究員は、評価を受けて研究成果として認められた研究成果を発表しなければなら  
ない。

2 個人研究・共同研究の研究成果は、これを本研究所の紀要又は欧文紀要に掲載する。

3 総合研究の研究成果は、これを本研究所の叢書として刊行する。

(研究成果の活用)

第 15 条 研究員は、研究成果を講演会・シンポジウムの開催、又は教育・研究に積極的  
に活用しなければならない。

(研究費の返還)

第 16 条 運営委員会は、個人研究、共同研究及び総合研究の研究成果提出期限を経過しても、研究成果が提出されなかった場合または、研究成果が提出されている場合でも、人文科学研究所の査読に関する内規第 4 条の基準を満たしていない場合は、当該研究員にその事由を聴取し、運営委員会の決議を経て研究費の返還を求める。

(内規の改廃)

第 17 条 この内規の改廃は、運営委員会の議決によらなければならない。

(附 則)

- 1 この内規は、2003 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 旧内規により現に研究員となっている者の取扱いは従前による。

(附 則)

この内規は、2007 年 4 月 1 日より施行する。

(研究所規程の廃止、基盤研究部門にかかわる研究所要綱の制定)

(附 則)

- 1 この内規は、2013 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 14 条の規定は、2013 年度以降に採択された研究から適用する。

(代替論文の廃止に伴う改正)

(附 則)

(施行期日)

- 1 この内規は、2017 年 7 月 21 日から施行する。

(注：各種提出物の原稿枚数表記から文字数への変更)

(注：研究成果の重複の禁止についての追記)

(注：欧文概要提出についての追記)

(注：研究費返還についての追記)